研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 6 年 9 月 2 6 日現在

機関番号: 14301

研究種目: 研究活動スタート支援

研究期間: 2022 ~ 2023 課題番号: 22K20093

研究課題名(和文)重大な人権侵害状況における第三者の正義義務

研究課題名(英文)Third Party's Duty of Justice in the Context of Grave Human Rights Violations

研究代表者

服部 久美恵(Hattori, Kumie)

京都大学・地球環境学堂・研究員

研究者番号:50967734

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 500,000円

研究成果の概要(和文):本研究の目的は、重大な人権侵害状況に対する第三者の正義義務の理論的根拠を探究することである。本研究は、国際人権論・グローバル正義論の議論蓄積を、組織的になされる重大な人権侵害への介入根拠の観点から批判的に検討し、その難点を克服する代案として、制度と個人を架橋する正義基底的な役割義務モデルを提示した。さらに、原理的考察だけでなく、人権侵害後の救済・補償を定める実定規範の調査を 行い、正義原理との連続面と乖離面を確認することで、理論が今後貢献すべき射程を確認した。

研究成果の学術的意義や社会的意義 本研究では、国際人権論・グローバル正義論の先行研究の難点を克服する代案として役割義務モデルを提示し、このモデルが、重大な人権侵害への是正根拠として最良の説明であるとと論じた。この理論的研究成果は、ビジネスと人権に関する指導原則に説明するモデルとして用いうる。具体的には、先行理論の提示する、受益する者・貧力ある者・資源ある者の責任論では説明し切れない、NGO職員、企業法務部員、民間法律家を含む広い範囲の義者との世界といる社会と活動に対し、エエルルオスキのである。 務主体の推論と行動指針を適切に説明・正当化するものである。

研究成果の概要(英文): The aim of this study is to explore the theoretical basis of the third-party duty of justice in the context of grave human rights violations. The study critically examines the literature on international human rights and global justice, focusing on the grounds for intervention in severe human rights violations. It proposes a justice-based role obligation that bridges institutions and individuals as an alternative to overcoming existing challenges. Furthermore, the study surveys not only the philosophical principles but also the actual norms stipulating remedies and compensation following human rights violations. This approach identifies both continuities and divergences with the principles of justice.

研究分野: 法哲学

キーワード: 人権侵害 ビジネスと人権 グローバル正義 役割義務 第三者介入 国際人権

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等に ついては、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1.研究開始当初の背景

研究代表者は、これまで法哲学・政治哲学の観点から、「正義の第三者義務」をテーマに研究を進めてきており、本課題は、研究の発展的段階にあたる。第一段階では、法実証主義の一般理論研究を通じて、法の支配が必ずしも実質的正義をもたらすわけではないと論じ、また、法的人権の射程を踏まえてリーガリズムの限界を確定した。本研究では、「重大な人権侵害」を対象にして、第一段階で検討を進めた法実証主義的な人権観を前提として、法的アプローチとは区別される正義の基礎理論を構築しようとする問題意識があった。

2.研究の目的

本研究の目的は、重大な人権侵害状況に対する第三者の正義義務の理論的根拠を提示することである。冷戦後の国際連合主導的な人権規範構築は、国連憲章と各人権条約を屋台骨として、国家を主な名宛人として想定してきた。このような権利を規定し人権保障の内容を先決するアプローチに対しては、 脆弱国家や腐敗国家において人権保障主体が不確定であり、かつ 主体の射程が狭いという批判がある。そこで、グローバル正義論においては、人権を実現する正義主体確定を先決する義務アプローチが論じられるようになった。しかし、人権アプローチにせよ、義務主体確定アプローチにせよ、人権保有主体 供給義務主体(あるいは人権被侵害主体 矯正義務主体)といった二者間の(分配的ないし矯正的)正義の関係を想定する。しかし不正義の最たる例である重大な人権侵害状況において、二者間解決は往々にして困難であり、第三者の介入、国家以外の多国籍企業、NPO の活動が実践的に重要である。しかしなぜ加害被害当事者ではない第三者に原告適格や責任追及義務があるのかの理論的根拠は明確ではない。他国が共通利益を主張できないような重大な人権侵害状況において、利益以外の規範的根拠で第三者が介入の規範的根拠(介入の権利および義務)は喫緊の理論的課題である。

この課題に取り組むために、人権侵害に対する義務論を精査するとともに、標準的な二項関係 中心的な正義論の枠組みの再検討を行い、第三者の正義の義務論の提示を目標とした。

3.研究の方法

本研究では、第三者の義務の正当化を与える先行理論として、人権の普遍主義的アプローチ (Caney) 人権の制度的アプローチ (Shue, Nickel, Pogge)をそれぞれ批判的に検討した上で、第三者が加害者に介入する根拠として、「普遍的正義の役割義務」アプローチというより説得的なオルタナティブを提唱した。役割義務 (ないし役割倫理)は、近年、英米道徳・政治哲学上で活発な議論がされる理論枠組であり、人間生活上、自らのアイデンティを形成する重要な道徳的次元における「社会的役割」に着目する。この枠組のもと、正義の普遍主義理論を折衷させ、次の主張を裏付けた。第一に、主体性毀損をもたらすような重大な人権侵害を差し控え、むしろそうした事態を妨げ救済する正義は、普遍的に妥当する。第二に、普遍的正義は、その実現を目指す制度における各人の社会的役割を通じて分化して行為理由となる。このように役割に依拠した、正義義務の普遍性の論拠と、個人的動機づけの両立を目指した。その際に鍵概念として依拠したのが「排除理由」(J.Raz)の観念である。排除理由は、人々が比較衡量して選ぶ行為のための諸理由ではなく、そうした諸理由をすべて排除し、諸理由に依拠しない一段階上の理由である。本

研究では、役割義務という重要な概念が排除理由であることを論証し、これを正義論においても 用いた。

4. 研究成果

本研究では、国際人権論・グローバル正義論の議論蓄積を、組織的になされる重大な人権侵害への介入根拠の観点から批判的に検討し、その難点を克服する代案として、制度と個人を架橋する正義基底的な役割義務モデルを提示した。さらに、原理的考察だけでなく、人権侵害後の救済・補償を定める実定規範の調査を行い、正義原理との連続面と乖離面を確認することで、理論が今後貢献すべき射程を確認した。

本研究では、国際人権論・グローバル正義論の先行研究の難点を克服する代案として役割義務 モデルを提示し、このモデルが、重大な人権侵害への是正根拠として最良の説明であると論じた。 この理論的研究成果は、ビジネスと人権に関する指導原則に基づく行動計画の実施において、直 接の加害者でも被害者でもない企業が責任を負うのはなぜかを合理的に説明するモデルとして 用いうる。具体的には、先行理論の提示する、受益する者・能力ある者・資源ある者の責任論で は説明し切れない、NGO 職員、企業法務部員、民間法律家を含む広い範囲の義務主体の推論と行 動指針を適切に説明・正当化するものである。

以上の研究成果は、第一に、ドイツの法哲学雑誌 Archiv für Rechts- und Sozialphi losophie に査読付論文 Third Party Duty of Justice: Combatting Grave Human Rights Violations として理論的にまとまった形で掲載した。この論文では、正義を実現する責務を担う制度 典型的な機関として裁判所や法曹制度 において役割を保持する個人が、制度の責務が分化された形で正義の義務を負うとする役割義務論を新規に展開した。また、加害者を特定できない被害の具体的事例として、気候被害に対する第三者救済義務に関する査読付き記事 Climate Loss and Damage を、Springer 社の法哲学・社会哲学のエンサイクロペディアに寄稿した。この記事は、気候変動の匡正正義の限界を論じた上で、責任の再分配正義を論じであり、本研究課題の正義義務論を気候変動という応用的文脈において展開したものである。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件(うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオーブンアクセス 1件)	
1.著者名 Hattori Kumie	4.巻 110
2.論文標題 Third Party Duty of Justice	5 . 発行年 2024年
3.雑誌名 Archiv fur Rechts- und Sozialphilosophie	6.最初と最後の頁 5~29
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) 10.25162/arsp-2023-0019	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著
1.著者名 Hattori Kumie	4.巻
2.論文標題 Climate Loss and Damage	5 . 発行年 2024年
3.雑誌名 Encyclopedia of the Philosophy of Law and Social Philosophy	6.最初と最後の頁 1~6
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1007/978-94-007-6730-0_1102-1	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著
1.著者名 服部久美惠	4.巻 42
2.論文標題 「法実証主義の比較思想史」の縦軸	5 . 発行年 2024年
3.雑誌名 法の理論	6.最初と最後の頁 129-145
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無無無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著
〔学会発表〕 計1件(うち招待講演 1件 / うち国際学会 1件) 1.発表者名	

Kumie Hattori

2 . 発表標題

Climate Justice for Loss and Damage

3 . 学会等名

Kyoto University International Symposium 2022 on Education and Research in Global Environmental Studies in Asia(招待講演) (国際学会) 4.発表年 2022年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6.研究組織

· K// 5 0/104/194		
氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7.科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------